

岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針の運用

この運用は、岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の具体的な事項を定めるものである。

1 市の責務の基本的事項【方針第3】

- (1) 木材の利用については、市産材の使用に努めるものとし、市産材の入手が困難な場合は、県産材・国産材・輸入木材の順位とする。
- (2) 市産材とは、次のいずれかをいう。
 - ア 愛知県産材認証機構認証制度による「あいち認証材」のうち、納品伝票の写し等により市内の産出が証明された木材
 - イ 伐採届等により市内の産出が確認された木材
 - ウ ア又はイのどちらかで規定した木材を加工したことが確認できる木製品

2 公共建築物における木材の利用の目標【方針第6】

- (1) 法令、施設の設置基準などの制限とは、①建築基準法等の法令の規定により木材が使用できない場合、②整備する公共建築物の性格、目的及び立地並びに構造及び部材に要求される性能、耐久性等により、木材の使用が適当でないと認められる場合、③木造化することによりライフサイクルコストが著しく高額になる場合、④その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合などである。
- (2) 木造化を推進するため、国等の補助事業の積極的な活用を努める。
- (3) 建築物の木造化又は木質化については、公共建築物木造化検討委員会に諮り、決定することとする。

3 市が発注する土木工事等の木材利用について【方針第7】

- (1) 市施工土木工事における木材利用については、法留め、木柵、階段、側溝保護、ベンチ、四阿、工事案内板等に市産材をできる限り利用する。
- (2) 備品、消耗品等の購入については、岡崎市グリーン購入調達指針に基づき、庁舎及び小・中学校の机、椅子等の備品・消耗品等に木材を利用するよう努める。（なお、調達品に使用されている木材の産地証明は、必要としない。）

4 木材の供給体制について【方針第8】

市産材調達管理基金の活用にあたっては、岡崎市市産材調達管理基金条例、岡崎市市産材調達管理基金条例施行規則及び市産材調達管理基金事務取扱要領に則り、適正な運用をすること。

5 その他公共建築物の設計段階における対応

- (1) 木造化・木質化に係る特記仕様書には、「基本方針に適合すること」と記載すること

と。

- (2) シックハウス等の化学物質に対する病気を防止するため、関係法令、基準等に適合することはもとより、できる限りムク材を使用することとし、建材、塗料及び接着剤の使用並びに換気設備などに十分配慮すること。
- (3) 木材の持つ吸湿性及び断熱性を活かすため、できる限り床板及び壁板に厚みのあるムク材の使用に努める。
- (4) 木造に関する国の官庁営繕基準を参考とすること。
- (5) 市は木材利用の推進のために、材料調達、必要工期、発注方法等検討すべき必要事項について、関係機関及び関係団体等との調整を積極的に行う。
- (6) 市は木材利用の推進のために、必要なライフサイクルコストの検討など統計的資料の作成を行う。

6 啓発活動

- (1) 市は、市民に対して木の良さ及び木材利用の意義について、普及啓発に努める。
- (2) 市は、工事施工業者及び設計業者に対し、基本方針の周知並びに設計及び施工段階においてより多くの木材が利用されるよう啓発に努める。

附 則

この運用は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

この運用は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

この運用は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。